

NPO 法人WEKプロジェクト

面会交流支援サービス

～子どもの健全なこころの成長のために～

(平成30年7月 改定)



面会交流支援サービスとは？

離婚した父母が、面会交流の取り決めをしても、具体的にどのように進めていけばよいかわからない場合や、自分たちの力で面会交流できない時、また、相手と直接会うのが難しい場合など、連絡調整、子どもの受け渡しや付き添い等の支援を行います。

対象となるお子さんは、概ね3歳から小学6年生までの石川県在住のお子さんです。

相談申込・お問い合わせ

特定非営利活動法人ウィメンズ・エンパワーメント金沢プロジェクト

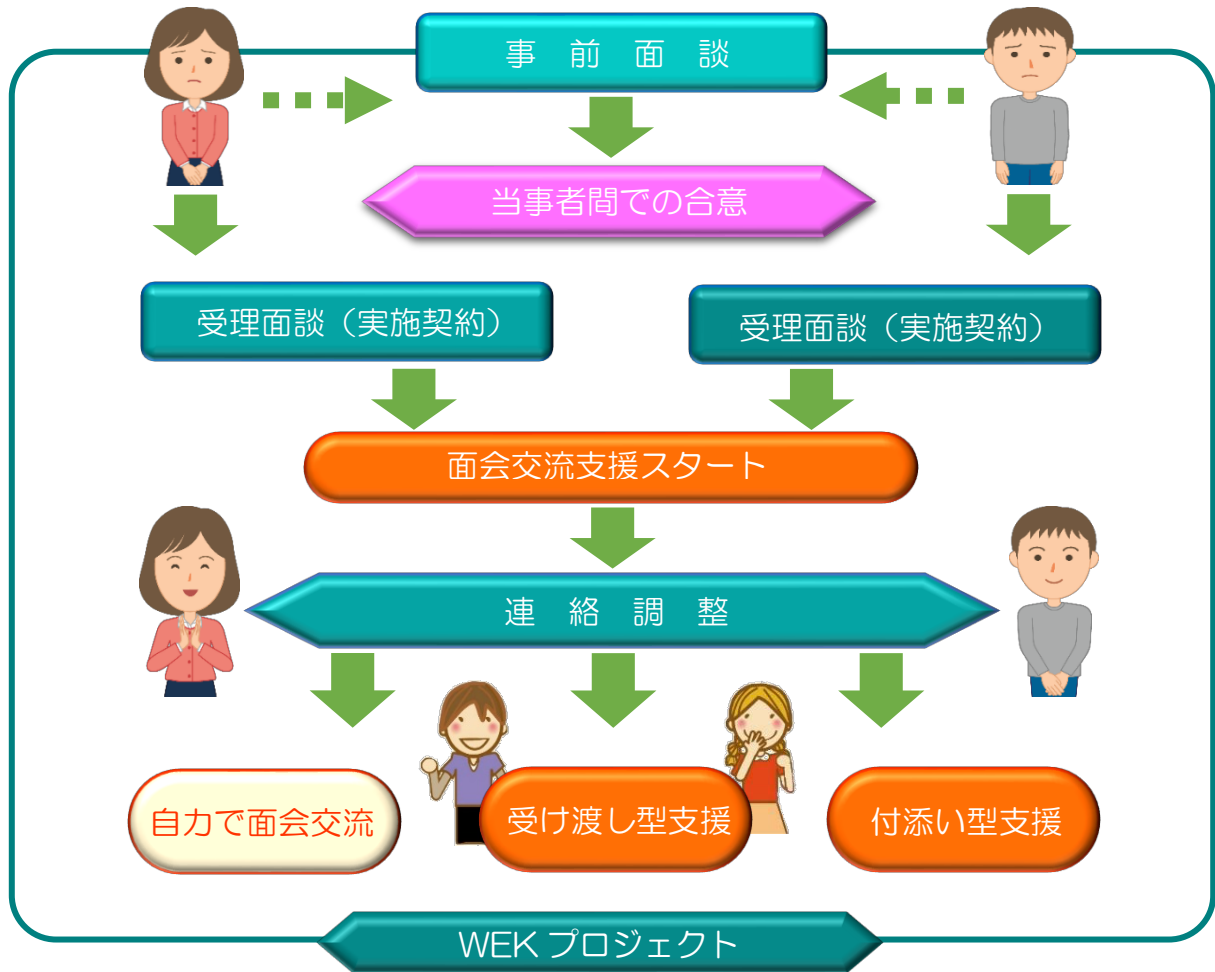
Women's
Empowerment
Kanazawa



〒 921-8172 石川県金沢市伏見新町255番地
TEL/FAX (076) 255-7582

E-mail ek7582@spice.ocn.ne.jp
【受付時間】 月曜日から金曜日 14時～17時

WEK プロジェクト 面会交流支援の流れ



●●●● 面会交流実施面会交流支援の申し込み ●●●●

1 事前相談

無 料

- 面会交流支援を希望する方が、支援内容等について確認するための相談です。
- 利用者の面会交流支援についての不安解消のための面談です。
- 原則として、WEK プロジェクト事務所又は指定した場所へ来所していただきます。電話やメールでの相談は原則として行いません。
- 予約が必要です。

2 受理面談

1人 3,000円

- 面会交流に関して、父母間で合意形成されていることを書面で確認させていただきます。また、面会交流支援利用に関する父母それぞれの意思も確認させていただきます。
- 面会交流支援申込者は「面談申込書」に必要事項を記入していただきます。
- 面会交流コーディネーターが、子どもが安心して面会交流ができるよう「面談申込書」記載内容を確認しながら、父親、母親それぞれと面談します。
- 必要に応じて、子どもさんとも面談することがあります。
- 面談は、面会交流支援を担当させていただくスタッフも同席し、父母それぞれ個別に WEK プロジェクトが指定した場所で、お一人1回60分程度行います。
- 面談は、面会交流実施予定日まで1週間以上前の日程でご予約下さい。
- 面会交流の実施は、父親、母親それぞれと WEK プロジェクトとの契約締結後となります。契約書作成のために、印鑑、身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

●●● 面会交流支援の内容及び費用 ●●●

1 援助の種類

種類	内容	利用料金
連絡調整型	<ul style="list-style-type: none"> □ 父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所の調整をします。 □ 連絡調整は、原則としてメールでの連絡とします。 □ 面会交流前日に、最終確認を行います。 	1 ケース 1 回 2,000 円
受け渡し型 ※連絡調整を含みます	<ul style="list-style-type: none"> □ 別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合せられない場合に、子どもの受け渡しの支援を行います。 □ 受渡し場所は、原則として WEK プロジェクトが指定した場所（児童館、こども広場など）とし、父母いずれの自宅も受渡し場所としません。 □ 面会交流場面には関与はしませんが、緊急時の連絡には対応します。 	【基本料金】 1 回 4,500 円 【加算】 子ども 1 人増毎 基本料金の 1/2
付き添い型 ※連絡調整、受け渡しを含みます	<ul style="list-style-type: none"> □ 別居親に子どもを会わせることに同居親が不安を抱いている場合、面会交流の場に支援者が付き添い、子どもの情緒の保護などに配慮します。 □ 面会場所は、原則として WEK プロジェクトが指定した場所（児童館、こども広場など）とし、父母いずれの自宅も面会場所としません。 □ 1 回の支援時間は 2 時間とします。但し、事前に延長の相談があった場合は、30 分単位で最大 2 時間延長可能です。 	【基本料金】 1 回 (2 時間) 8,500 円 ※交通費・保険料含む 【加算】 延長 30 分毎 1,000 円 子ども 1 人増毎 基本料金の 1/2

2 利用料金の支払い

- 申込金はありません。
- 契約締結の際に、NPO 法人 WEK プロジェクトの賛助会員登録していただくと、会員割引（利用 1 回あたり 500 円の割引）を受けることができます。
- 利用料金は、原則として父母がそれぞれ利用料の 2 分の 1 相当分の額を、面会交流予定日の 5 日前までにお支払いください。ただし、父母が費用負担割合を協議し定めている場合は、その割合でお支払いください。
- 予定していた面会交流が実施できなくなった場合は、予定日前日の正午までに中止のご連絡をいただいた場合は、利用料金から保険料相当分（500 円）を差し引いた額をお返しします。正午以降に中止のご連絡をいただいた場合は、利用料金はお返しできません。
- 受け渡し場所や面会交流場所が、石川県羽咋市以北又は小松市以南となる場合は、上記の利用料金のほか、別途交通費（JR 乗車券料金相当分）をお支払いいただきます。
- 生活困窮等、特別の事情により、利用料を支払うことが困難な場合は、減額対象となる場合もありますので、事前にご相談ください。

5 サービスの利用期間

- サービスの提供は、原則として契約締結から 1 年です。ただし、父母がともにサービスの利用を希望した場合は、1 年単位で更新することができます。
- 契約更新時にお子さんが中学生になっている場合は、そのお子さんは契約更新対象外となります。



面会交流を実施するためのルール



- ❁ 面会交流を子どもが楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は別居親にあっていいのだということを伝え、別居親は子どもに生活の様子を根掘り葉掘り聞いたりせず、子どもの気持ちを受け止めましょう。
- ❁ 両親とも、昔のことや相手の悪口は言わないことにしましょう。

1. 子ども中心の面会日程の調整

- *同居親が子どものスケジュールや健康状態を勘案して、複数の候補日を提示してください。
- *一度日程のお約束をしたら、日程の変更は原則として出来ません。
- *面会交流は、時間を厳守し誠実に実行してください。
- *面会当日、子どもの病気などやむを得ない事情が発生した場合は、速やかに WEK プロジェクト担当スタッフに連絡してください。

2. プレゼントや約束

- *面会交流は親子で楽しむ時間です。プレゼントや小遣いを渡すことはしないでください。
- *面会中に、旅行やお泊り面会、学校行事の参加などの約束はしないでください。
- *誕生日やクリスマス等のプレゼント、旅行や学校行事の参加などについては、同居親の承諾が必要です。援助者を通じて事前に相談してください。

3. 面会交流の参加者

- *面会するのは別居親です。第三者や同居親は参加しません。
- *同居親の待機場所は援助者の指示に従ってください。
- *子どもの親族（祖父母等など）の同席を希望する場合は、同居親の承諾が必要です。援助者を通じて事前に相談してください。

4. カメラや携帯電話の使用

- *子どもが嫌がらなければ、数枚の写真撮影は差し支えありませんが、援助者を通じて事前に相談してください。
- *撮った写真を SNS 等で公表したり、裁判等に利用したりすることはできません。
- *面会中にスマートフォン等の電話やメール、LINE などで子どもに外部と通話通信させることはできません。
- *子どもが親族（祖父母、兄弟等など）への電話等を希望する場合は、同居親の承諾が必要です。援助者を通じて事前に相談してください。

5. 禁酒・禁煙

- *飲酒や薬物を使用する面会は厳禁です。
- *面会中は禁煙です。

6. 援助の中止

- *次のことが発生した場合は、援助を中止し、以後一切の援助はしません。
 - ①人や物に対する暴力、暴言、威圧など
 - ②連去り又は連去りを企てる
 - ③子どもと同居親の自宅や職場、学校、保育所等の近辺に現れる事など